

届け出を忘れていませんか?

国民健康保険(国保)の加入と脱退

問保険年金課国民健康保険係(市役所1階) ☎32-2071

退職や扶養から外れるなど、職場の健康保険をやめた時や、他市町村の国民健康保険に入っていて、津 山市に引っ越してきた時には、国保に入る届け出が必要です。

また、国保に入っている人が、就職や扶養の認定を受けるなど、新しく他の健康保険に入った時は、国 保をやめる届け出が必要です。届け出は、家族でもできます。

届け出に必要なもの

加入する場合

- ●健康保険の資格喪失日が分かるもの (資格喪失証明書や離職票など)
- ●顔写真付き身分証明書(運転免許証 など)
- ●世帯主の印鑑(スタンプ印不可)

脱退する場合

- ●新しくできた保険証
- ●これまで使っていた国保の保険証
- ●世帯主の印鑑(スタンプ 印不可)



加入手続きが遅れると

資格を喪失した日まで、さかのぼって保険料を納めることになります。

脱退手続きが遅れると

国保の保険証を利用した場合、医療費の返還を求めることがあります。

国保・後期高齢者医療保険に加入の人へ ひにあったら必ず届 け出を

問保険年金課国民健康保険係(市役所1階) ☎32-2071、保険年金課高齢者医療係 (市役所1階) ☎32-2073 各支所・出張所担当課

交通事故など、本人以外の行為でケガをした場合、 原則、治療費は加害者と被害者の双方が過失割合に 応じて負担します。保険証を使う時は、必ず届け出 をしてください。

届け出が必要な事例

- ●相手方のある交通事故(白損事故で同乗者がケ ガをした場合も含む)
- ●他人が飼育する犬や猫によるケガ
- ●飲食店などでの食中毒
- ●けんかによるケガ など

届け出に必要なもの

- 保険証
- ●印鑑(スタンプ印不可)
- ●交通事故証明書 など

※届け出には相手方の氏名や住所が必要です

高齢者対象肺炎球菌ワクチン

問健康増進課(津山すこやか・こどもセン ター内) ☎32-2069

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎の 重症化を予防するワクチンです。体調の良い時 に、早めに接種しましょう。

対象 次のいずれかに当てはまる人

- ①令和元年度に65歳・70歳・75歳・80歳・ 85歳・90歳・95歳・100歳になり、津山 市が実施する定期接種または助成制度を 利用していない人(大正8年4月1日生 まれ以前の人も含む)
- ②60歳~64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機 能またはヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能に障害を有する人

接種費用 5,270円 (3,000円 の助成後の金額)

助成回数 1回



3月は自殺対策強化月間です

問健康増進課(津山すこやか・こどもセンター内)☎32-2069

全国では毎年約2万人以上の人が、津山市では毎年20人前後の人が自ら大切な命を亡くされています。 自殺の多くは、経済的な問題や人間関係の悪化、健康面での不安などによるもので「追い込まれた末の 死|といわれています。大切な人の命を守るため、あなたにできることから始めませんか。



津山市の特徴

- ・男性が女性の約3 倍多い
- ・特に働き盛りの40 ~50歳代の男性が 多い
- ・女性では60歳代が 最も多く、次に80 歳以上が多い

身近な人たちができること

誰もが心の健康を損なう可能性があります。一 人ひとりが、悩んでいる人に気付き、声を掛け、 話を聞いて、必要な支援につなげて見守る「ゲー トキーパー であることを意識し、かけがえのな い命を大切にしましょう。

気付き

家族や仲間の変化に気付き、声を 掛ける



本人の気持ちを尊重し、耳を傾け る



早めに専門家に相談するよう促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくり と見守る

自分自身ができること

悩みやストレスなどでつらいときは、一人で抱 え込まず誰かに相談しましょう。

人と話すことで安心できたり、自分では気付け なかった解決策を見付けたりすることができま す。

相談できるところ

健康増進課☎32-2069

美作保健所(椿高下) ☎23-0145

岡山いのちの電話協会(岡山市) ☎086-245-4343

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こ ころの耳」http://kokoro.mhlw.go.jp/

ご相談ください

わかちあいの会

大切な人を自死(自殺)で亡くした人同士が語 り合うことで、悲しみや苦しみを分かち合い、一 緒に支え合うことを目的とした会です。

とき 3月5日(水)午後1時30分~3時

ところ 美作保健所

申し込み 不要

圖美作保健所☎23-0145

暮らしとこころの相談会

あなたやあなたの身近な人が抱えている悩みを 何でもご相談ください。専門家が相談に応じます。

とき 3月7日出午前10時~午後4時

ところ 津山市総合福祉会館

応談員 弁護士、司法書士、臨床心理士、社会福 祉士など

参加費 無料(予約要)

間岡川弁護士会(岡川市) ☎086-223-4401

15 2020.3 2020.3 14